

鳥取県告示第138号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第16条第2項の規定により身体障害者手帳の返還を命ずることに伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第9条前段の規定により告示する。

平成21年3月13日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 聴聞の日時 平成21年3月25日（水）午前10時から
- 2 聴聞の場所 倉吉市東巖城町2
中部総合事務所 202会議室（B館2階）